

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業 者 名	住 所
久保興業(株)	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲918

2. 指名停止措置期間

令和3年12月20日 から 令和4年1月2日 まで 2週間

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件は、久保興業（株）が、令和3年2月15日、愛媛県から受注した道路改築工事において、バックホウを用いて砕石を運搬する等の作業中に、作業員がバックホウのバケットと擁壁の間に挟まれて死亡した事故に関し、バックホウの誘導者を配置せず、その作業範囲に作業員を立ち入らせ、もって機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなかったとして、令和3年11月1日、労働安全衛生法違反の罪で大洲簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、令和3年11月17日、その刑が確定したものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号に該当する。

本件については、指名停止2週間とする。

指名停止措置要領別表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

森 田 義 人 (内線2511)

総務部経理調達課長

大 谷 繁 (内線6311)

○総務部契約課建設専門官

徳 永 崇 (内線2512)